

第7章

誘導施策

第7章 誘導施策

立地適正化計画では、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域の設定をもとにして、届出制度に基づく都市機能や居住の誘導とともに、それらの誘導を促進するための各種施策を実施することにより、計画の実効性を高めることが求められます。

本章では、それら必要な施策について、第3章で整理した立地適正化計画の方針に基づき設定します。

【立地適正化計画の方針】 ※第3章の再掲

立地適正化計画の方針1 ～都市機能誘導～

本市全体の活力や魅力を高める3つの都市拠点の形成

- 〈誘導方針1-1〉本市の風格と活力を創出する都市拠点(鎌倉・大船)の質の向上
- 〈誘導方針1-2〉本市の新たな魅力あるライフスタイルを提供する都市拠点(深沢)の形成

立地適正化計画の方針2 ～居住誘導～

安全・安心で多様なライフスタイルを可能とする住環境の形成

- 〈誘導方針2-1〉自助・共助・公助による安全で安心な住環境の確保
- 〈誘導方針2-2〉住宅地ごとの特性をいかした地区人口の維持・誘導
- 〈誘導方針2-3〉市民の暮らしの質を高める身近な拠点の形成

立地適正化計画の方針3 ～公共交通ネットワーク～

市内の自由な移動と交流を促進する公共交通ネットワークの形成

- 〈誘導方針3-1〉拠点への公共交通によるアクセス性の向上
- 〈誘導方針3-2〉公共交通の円滑化に向けた道路網整備

7-1 都市機能誘導に係る施策

各都市機能誘導区域への都市機能の誘導については、立地適正化計画制度での届出の運用に基づき、届出者に対する国土交通省等の支援措置の情報提供等を継続的に行うことにより、誘導施設を主とした都市機能の誘導を図っていきます。

その長期的な取組と合わせて、本市が行う次の施策・事業を推進することにより、誘導施設の誘導や、拠点内の環境形成を図っていきます。

〈誘導方針 1-1〉本市の風格と活力を創出する都市拠点(鎌倉・大船)の質の向上

① 古都鎌倉にふさわしい拠点内の空間形成	
内容	<p>鎌倉駅周辺においては、市外からの来訪者を迎え入れる玄関口にもなることから、都市機能の立地誘導とともに、古都鎌倉にふさわしい環境形成や、歴史的風土と一体をなす緑化を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法に基づく景観地区内での建築物の高さの最高限度、建築物の形態意匠の制限 ○鎌倉市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適切な規制・誘導 ○古都中心市街地まちづくり構想の推進 ○歴史的風致維持向上計画（構成事業）の推進
対象箇所	◇鎌倉駅周辺拠点
② 市庁舎の移転と合わせた公共施設の再編	
内容	<p>深沢地域への本庁舎の移転に伴う現在地の有効活用として、主に鎌倉地域の利便性の維持・向上に資する市民サービスを提供できる公共施設の再編を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現市役所用地活用に係る公共施設整備・再編事業
対象箇所	◇鎌倉駅周辺拠点
③ 大船駅東口での再開発事業の推進による都市機能の立地誘導	
内容	<p>大船駅周辺での商業拠点としての拠点性向上を図るため、権利者や周辺の商業店舗、住民等と協働して大船駅東口第2地区での再開発事業の検討を進め、周辺の既存施設との機能分担・補完のもと、商業施設等の立地誘導を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大船駅東口第2地区第一種市街地再開発事業
対象箇所	◇大船駅周辺拠点

④ 拠点へのアクセス性や回遊性の向上に資する環境整備	
内 容	<p>特に拠点内の回遊性を高める必要がある鎌倉駅周辺や大船駅周辺の都市機能誘導区域内では、よりよい歩行空間の確保に向けた整備を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鎌倉市公共サインガイドラインに基づく案内板等の設置 ○砂押川プロムナード整備事業
対象箇所	<ul style="list-style-type: none"> ◇鎌倉駅周辺拠点 ◇大船駅周辺拠点

〈誘導方針1-2〉本市の新たな魅力あるライフスタイルを提供する都市拠点(深沢)の形成

⑤ 深沢地域でのまちづくりと一体となった各種都市機能の立地誘導	
内 容	<p>深沢地域で進めている深沢地域整備事業の推進により、周辺の自然環境をいかながらグリーンインフラを有する空間を創出するとともに、商業・業務系施設の立地誘導や、本庁舎等の公共施設の移転を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○深沢地域整備事業（土地区画整理事業等）
対象箇所	◇深沢地域国鉄跡地周辺拠点

7-2 居住誘導に係る施策

居住誘導区域への居住の誘導については、立地適正化計画制度での届出の運用に基づき、届出者に対する立地適正化計画制度の説明、支援措置の情報提供等を行うことにより、居住の誘導を図っていきます。

その長期的な取組と合わせて、本市が行う次の施策・事業を推進することにより、居住誘導区域内への居住の誘導を図っていきます。

〈誘導方針 2-1〉 自助・共助・公助による安全で安心な住環境の確保

⇒第6章の防災指針の検討により整理した取組施策に基づき、安全で安心な住環境の確保を図っていきます。

〈誘導方針 2-2〉 住宅地ごとの特性をいかした地区人口の維持・誘導

① 魅力的な住環境・住宅ストックの確保	
内容	<p>高齢者、子育て世帯等の様々な方が本市に居住し、安定的な生活を送ることができるよう、バリアフリー化や耐震改修等の各種の支援制度を設けるなど、居住地としての魅力をより一層高めていきます。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致維持向上計画（構成事業）の推進 ○耐震相談・耐震診断補助事業 ○木造耐震改修工事費等補助事業 ○危険ブロック塀等対策補助事業 ○介護保険住宅改修補助事業（バリアフリー） ○重度障害者住宅設備改造等に対する補助事業（バリアフリー）
対象箇所	◇居住誘導区域内

② 深沢地域でのまちづくりと一体となった都市型住宅の供給	
内容	<p>深沢地域で進めている深沢地域整備事業の推進とともに、良好な都市型住宅等の誘導を図ります。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○深沢地域整備事業（土地区画整理事業等）
対象箇所	◇深沢地域国鉄跡地周辺拠点

③ 空き家等の活用を促進するための支援	
内 容	<p>空き家、空き店舗の解消の一環として、福祉や地域コミュニティの場として活用してもらえるよう、使ってもらいたい人と使いたい人をマッチングする制度として設けた「空き家、空き店舗等情報登録制度」をさらに推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家、空き店舗等情報登録制度
対象箇所	◇居住誘導区域内

④ 良好な住宅ストックの提供	
内 容	<p>老朽化が進む市営住宅団地について、集約して整備を行うことで、安心して住み続けることができる良質で低廉な住宅ストックを提供していきます。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅集約化事業
対象箇所	◇居住誘導区域内（笹田住宅等）

⑤ 緑の多い良質な住環境の形成	
内 容	<p>各地区の住環境について、各種の条例や支援制度等に基づき、緑の量が確保された良質な住環境を形成していきます。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園・緑地の整備・管理 ○街路樹等の公共施設の緑化 ○地区計画、建築協定の法令等に基づく地区指定 ○鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等に対する支援 ○風致地区内での条例の運用に基づく良好な自然的景観の維持 ○まち並みのみどりの奨励事業
対象箇所	◇居住誘導区域内

〈誘導方針 2-3〉 市民の暮らしの質を高める身近な拠点の形成

⑥ 商店街等の魅力を高めるための支援	
内 容	<p>都市機能誘導区域内での買い物の場を担い、魅力を高めるため、各都市機能誘導区域内に連なる商店街への支援を推進します。</p> <p>【実施事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街共同施設設置費補助金 ○商店街街路灯等維持管理費補助金 ○商店街活性化事業費補助金 ○商店街空き店舗等活用事業補助金
対象箇所	◇各都市機能誘導区域

7-3 公共交通ネットワークに係る施策

公共交通ネットワークに係る施策については、都市機能及び居住の誘導への直接的な取組ではないものの、市内での生活利便性等の維持・向上に資する重要な要素であることから、バス事業者との協議・連携のもと、必要な施策を講じていきます。

〈誘導方針 3-1〉拠点への公共交通によるアクセス性の向上

① 公共交通ネットワークのサービス水準の維持	
内容	路線バスの走行環境の改善に取り組み、バスの定時性や速達性の向上に努めます。 【実施事業】 ○バス事業者との協議・連携
対象箇所	◇市内のバス交通

〈誘導方針 3-2〉公共交通の円滑化に向けた道路網整備

② 都市計画道路の整備推進	
内容	市内移動の円滑化の向上に寄与する都市計画道路の整備を推進することにより、新たな公共交通網を形成し、市内の自由な移動と交流を促進します。 【実施事業】 ○都市計画道路整備事業
対象箇所	◇市内の都市計画道路（未整備区間）

③ 新たな交通システム等の導入による交通不便地域等の解消	
内容	交通不便地域等の解消に向け、新たな交通システム等を導入することで移動環境を確保し、アクセス性が向上する交通環境を形成します。 【実施事業】 ○新交通システム等整備事業
対象箇所	◇市内の交通不便地域等

(印刷用余白ページ)